

## 2. スポーツ行政を取り巻く環境

### 2-1 成熟国家とスポーツ立国戦略

わが国は中国に GDP の規模を抜かれたとはいえ、世界第 3 位の経済大国である。一人当たり GDP は中国の約 10 倍近くであり、国民は国際的に恵まれた生活水準を維持している。最近では、仕事だけでなくプライベートを有意義に過ごす「ワークライフバランス」が重視されつつあり、日本人は量的な豊かさだけでなく、生活の質（Quality of Life）の向上を目指すようになったといえる。また、日本人が長寿命化するにつれて、老後における自己実現の場や時間が増えるようになった。このような日本人のライフスタイルの変化において、Jリーグ創設や東京マラソンの開催など、人々がスポーツに関心を持ち、参加できる機会は近年着実に増えてきた。日本人の QOL の向上を図るために、スポーツはもはや欠かすことができないほど国民生活に浸透しており、日本社会は成熟期を迎えたといえる。

このような時代背景の中で、2010 年 8 月にスポーツ立国戦略が発表された。政府は、翌年に成立したスポーツ基本法策定の前段階として、基本戦略を示したともいえる。スポーツ立国戦略は、以下の 2 つの基本的な考え方のもと、実施すべき 5 つの重点戦略を定めている。

#### < 基本的考え方 >

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
2. 連携・協働の推進

#### < 5 つの重点戦略 >

- (1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- (2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- (3) スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- (4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- (5) 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

政府はスポーツ立国戦略実現のための体制整備について、スポーツ庁設置も視野に入れている（表 1）。実際、重点戦略にある「(2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」や「(4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」は、国際的競技スポーツのレベルアップやモラル向上を想起させ、国のスポーツ行政体制の改善が必要となってくる。

ただ、中央政府が上記のスポーツ立国戦略の 5 つの重点戦略をすべて担うわけではないだろう。たとえば、「(1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」や「(3) スポーツ界の連携・協働による『好循環』の創出」は、スポーツを市民生活により浸透させるための戦略である。これらは、住民にとって身近な地方自治体を中心に行わ

れるべき政策目標といえる。地方におけるスポーツ行政の見直しも必要不可欠になる。今後は、中央省庁にある権限・財源・人材をまとめて、地方自治体へ移譲することも検討され、スポーツ行政においても地域主権改革が求められるだろう。

## 表 1 スポーツ立国戦略に記載された組織体制

国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方

### (1) 総合的なスポーツ行政体制の検討

1) 現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設する。

2) 政府の行政組織の検討の中で、「スポーツ庁」等の在り方について検討する。

### (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（NAASH）の支援機能の強化と体制整備

スポーツ界全体の連携・協働に資するよう、NAASH が有する人的資源（研究者等）、物的資源（施設、設備（研究機器、トレーニング機器）、助成機能（スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成）を十分に活用するとともに、相互に連携させ、一体的かつ効率的に業務を推進することができるよう、組織の在り方を検討する。さらに、スポーツ界への支援のための中心的な機関として、関係者の意見を円滑に反映できるよう、日本体育協会や日本オリンピック委員会（JOC）等のスポーツ界の代表で構成される会議を設けるなど NAASH の体制を整備する。

## 2-2 スポーツ基本法

スポーツ基本法は 2011 年 8 月から施行された。1961 年に制定されたスポーツ振興法を 50 年ぶりに改正したものである。民主党はスポーツ基本法の制定を政策集で明記し、これを実現したことになる。自民党も先の参議院選挙マニフェストで、「スポーツを国家戦略として推進するため、『スポーツ基本法』を制定し、スポーツ庁、スポーツ担当大臣を新設します」と記していた。このため、スポーツ基本法の制定は、超党派で概ね合意ができており、いわゆる「ねじれ国会」でも法案が成立する可能性が高かったといえる。スポーツ基本法の第 2 条には、スポーツに関する基本理念が次のように示されている（表 2）。

## 表2 スポーツ基本法の基本理念

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

基本理念に記載されたスポーツの目的を整理すると以下のようになる。

- ①幸福で豊かな生活を営む
- ②体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う
- ③全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成される
- ④障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる
- ⑤国際相互理解の増進及び国際平和に寄与する

スポーツ基本法によれば、国の役割はこの基本理念に基づき、「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことになる。一方で、地方自治体の役割として、「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」ことが定められている。これらの記述で明らかなように、スポーツ基本法では、国と地方の役割分担について明示しているわけではない。なお、スポーツ基本法の附則の中には、以下の記述がある。

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

スポーツ基本法でも、スポーツ庁の設置を含めて、スポーツ政策の行政組織を検討していくことが見込まれている。わが国のスポーツ需要が高まる中で、地方との関係を含め、国民のニーズを反映しうる行政体制の見直しが求められている。

### 2-3 スポーツ庁設置への機運

「スポーツ立国戦略」「スポーツ基本法」でスポーツ庁に関する記述がみられるように、スポーツ庁設置への機運は高まっている。スポーツ庁の創設は、今後のスポーツ政策にどのような影響を及ぼすだろうか。

これまでのスポーツ政策は、1961年に施行されたスポーツ振興法に基づいて行われてきた。この法律は、東京オリンピックの開催に合わせて施行されたものである。ところが半世紀を経て、今日の政策課題を検討するのに、スポーツ振興法の内容が適切ではなくなってきた。たとえば、諸外国ではすでに議論されているスポーツ権の保障について触れられていない。スポーツ権とは、すべての人がスポーツを行うことができる権利のことである。健康増進のために高齢者がスポーツを楽しむことや、障害者が競技スポーツを行うことは今日では当たり前である。しかし、スポーツ振興法には高齢者や障害者に関する記述がないことから、わが国のスポーツ政策は体系性に乏しい側面があった。

実際、スポーツ政策を実施する省庁は複数に分かれており、縦割り行政の弊害が生

じている。たとえば、ナショナルトレーニングセンターは日本屈指のスポーツ設備を備えている。利用者はトップアスリートを対象としており、オリンピックの日本代表選手などが利用できる。

ところがパラリンピックの代表選手は、この施設のすべてを使用できるわけではない。オリンピックとパラリンピックで所管省庁が違うためである。オリンピックの所管省庁は文部科学省、パラリンピックの所管省庁は厚生労働省である。ナショナルトレーニングセンターはオリンピック代表選手など、健常者のトップアスリートを対象に文部科学省主導で整備されたため、同じ日本代表選手でもパラリンピックの選手は一部を除いて利用対象外になっている。このような縦割り行政への対応策として、スポーツ庁は各省庁のスポーツに関する部門を一元化することが期待されている。

スポーツ庁の創設にあたっては、各省庁のスポーツ行政に関する部門を効果的かつ効率的に統合する必要がある。スポーツ庁が設置されても、内部が縦割りでは意味がない。また、新たな省庁の創設が中央政府の肥大化を招く恐れもある。行政組織のスリム化のため、2001年に省庁再編が行われた。ところがその後、2008年に観光庁、2009年には消費者庁が相次いで創設されている。厳しい財政運営に配慮して、スポーツ庁設置による支出拡大には慎重にならざるをえないだろう。

さらにスポーツ庁の創設は、地域主権の観点から検討することも重要になる。「スポーツ立国戦略」では、広域市町村圏（全国300カ所程度）を目安として、地域のスポーツ振興を図る計画が示されている。このため、地域特性を生かした振興策が行えるように、スポーツ政策における国と地方の役割分担を明確にしておくべきである。

なお、スポーツ政策のみを所管する行政組織は、諸外国ではあまり存在しない。表3にみられるように、先進国ではフランスのみである。世界各国は行政改革として省庁再編を行い、スポーツ行政組織を他の省庁と統合しているケースが多い。わが国におけるスポーツ庁設置の議論は、国際的潮流ではないことに留意すべきであろう。また、諸外国は、スポーツと学校体育を異なる省庁に所管させている。その一方で、日本の文部科学省は両分野を管轄している。諸外国と同様に、文部科学省から学校体育とスポーツ分野を切り離すためには、スポーツ庁設置が有効であろう。しかし、一つの省庁がスポーツと学校体育を担うメリットも検証すべきである。たとえば、学校教育の一環として行われる青少年の運動・スポーツの中心的存在である部活動は、青少年の体力維持だけでなく競技力向上などにも貢献している。

スポーツ庁の創設が今後のスポーツ政策を左右するといっても過言ではない。スポーツ庁設置の審議の行方に注視していく必要がある。

表3 各国のスポーツおよび学校体育所管省庁

国名	スポーツ所管省庁	学校体育所管省庁
イギリス	文化・メディア・スポーツ省	教育省
イタリア	青少年・スポーツ省	教育・大学・研究省
スウェーデン	文化省	教育・研究省
デンマーク	文化省	教育省
ドイツ	内務省	教育・研究省
フランス	スポーツ省	国民教育・青少年・非営利社団活動省
ロシア	スポーツ・観光・青年政策省	教育・科学省
カナダ	文化遺産省	各州の教育省
オーストラリア	保健・高齢者担当省	教育・雇用・職場関係省
ニュージーランド	文化遺産省	教育省
韓国	文化体育観光部	教育科学技術部
中国	国家体育総局	国務院教育部
日本	文部科学省	文部科学省

笹川スポーツ財団『スポーツ白書』（2011）より引用